

社会福祉法人墨田さんさん会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人墨田さんさん会（以下「本法人」という。）の理事、監事、及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬についてはこの規程の定めるところによる。

(報酬及び費用弁償)

第2条 理事長が、その職務に従事したときは、報酬を支給する。役員等が理事会、評議員会、会議等（以下「会議等」という。）に出席したとき、監事が監査を行ったときは報酬を支給する。

(報酬及び費用弁償の額)

第3条 報酬の額は、10,000円、5,000円とする。

理事長 10,000円

理事・監事・評議員 5,000円

監事監査 10,000円

ただし本法人から給与を支給されている役員等には、その勤務時間内に会議等に出席した場合は、支給しない。

2 報酬の各年度の総額は、8,000,000円を超えない範囲とする。

3 評議員の報酬の額は各年度の総額300,000円を超えない範囲とする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

この規定は、平成30年8月1日から適用する。

この規定は、令和元年8月1日から適用する。